

## 東日本大震災により被災された事業主の皆さまへ

～労働保険料・一般拠出金の免除地域の追加についてのお知らせ～

**\* 千葉県野田市及び柏市が特定被災区域に**

**追加指定されました。\***

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令の一部を改正する政令」が施行され、千葉県野田市及び柏市が特定被災区域に追加指定されました。

このことについて、厚生労働省ホームページに掲載されましたので、お知らせいたします。

【厚生労働省のリンク先アドレス】

◎被災された事業主の皆さまへ

(労働保険料等の免除・特定被災区域、申告・納付期限等の確認はこちらから)

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/dl/leaflet\\_01.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/dl/leaflet_01.pdf)

◎労働保険料等の免除の特例について～免除の要件・申請手続きのご案内～

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000018w3v-att/2r9852000001mp2j.pdf>

◎労働保険料等の免除Q&A

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/dl/menjo\\_qa.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/dl/menjo_qa.pdf)

◎東日本大震災により被災された事業主の皆さまへ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/shinsai.html>

【お問い合わせ先】

群馬労働局 総務部 労働保険徴収室

TEL 027-210-5001